

埼玉県大宮東警察署告示第 1 号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の 8 第 1 項の規定により
確認事務の一部を委託したので、法第51条の12第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 9 月 5 日

埼玉県大宮東警察署長 西 脇 大 輔

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

シンテイ警備株式会社

(2) 主たる事務所の所在地

東京都中央区新富 1 丁目 8 番 8 号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

埼玉県大宮東警察署の管轄区域

(2) 期間

令和 6 年10月 1 日から令和 9 年 9 月30日